

各 位

浜松商工会議所
労働保険事務組合

労働保険にかかる事務手数料改定のお知らせ

平素は当事務組合に格別のご愛顧を賜り、誠にありがとうございます。

この度、当事務組合では更なるサービス向上を目指しシステム投資等を行っていくことや、近年の物価高騰に伴う運営コスト上昇（郵送料や金融手数料等）により、事務手数料を以下の通り改定させていただきます。

これまで委託者様のご期待に添うべく、事務手数料は30年以上据え置いて参りましたが、何卒ご理解いただき、今後とも変わらぬご高配を賜りますようお願い申し上げます。

1. 事務手数料改定日

2025年4月1日（火）

2. 改定の内容

改定前		改定後		
労災保険	従業員数	月額（税込み）	従業員数	月額（税込み）
	～4人	440円	～4人	<u>550円</u>
	5～15人	660円	5～15人	<u>880円</u>
	16～30人	1,210円	16～30人	<u>1,540円</u>
	31～50人	1,760円	31～50人	<u>2,200円</u>
	51人～100人	2,200円	51人～100人	<u>2,750円</u>
	101～200人	2,750円	101～200人	<u>3,520円</u>
	201～300人	3,850円	201～300人	<u>4,840円</u>
雇用保険	年間概算保険料×3%×税率	年間概算保険料× <u>4%</u> ×税率		
一人親方保険	年間5,280円（税込み）	年間 <u>6,600円</u> （税込み）		

※1 労災手数料は、従業員の人数により月額が決まります。従業員数は特別加入を加えた人数となります。

※2 100円未満の端数は切り捨てとなり、下限は1,100円となります。

3. ご不明点がありましたら、下記までお問い合わせください。

<本件に関するお問い合わせ先>

浜松商工会議所 労働保険事務組合 TEL 053-452-1113